

## 香取市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定について

### 1. 策定の背景と趣旨

本市は、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（令和 7 年まで延長）に基づく計画を一体化した計画「香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施しています。

この計画が今年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題の分析・整理を行い、令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間とする計画を策定します。

### 2. 第 2 期計画について

#### （1）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室などの取組や連携の方向性を示したものです。

#### （2）計画の内容

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項で、次の 4 項目が必須事項となっています。

- ①圏域の設定
- ②幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ③幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

第 2 期計画に盛り込むことが現時点で想定されている内容は以下の通りです。

- ・妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援
- ・障がい児など支援を要する多様なニーズに対応した取組
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・「放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後児童クラブの定員の確保

※国より第 2 期計画の基本指針が令和元年 7 月頃出る予定です

### (3) 計画の期間

令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度までの 5 年間

| 2015 年度<br>(H27 年度) | 2016 年度<br>(H28 年度) | 2017 年度<br>(H29 年度) | 2018 年度<br>(H30 年度) | 2019 年度<br>(H31 年度) | 2020 年度<br>(R2 年度)  | 2021 年度<br>(R3 年度) | 2022 年度<br>(R4 年度) | 2023 年度<br>(R5 年度) | 2024 年度<br>(R6 年度) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行計画 (2015～2019)    |                     |                     |                     |                     | 第 2 期計画 (2020～2024) |                    |                    |                    |                    |
|                     |                     |                     |                     |                     |                     |                    |                    |                    |                    |

## 3. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する香取市子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定します。

### (1) 香取市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議します。

### (2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として平成 30 年 11 月に実施しました。

### (3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集します。